

申請に基づく処分に係る審査基準及び標準処理期間（条例等）

条例又は規則名及び条項	処分の概要	担当課名
盛岡市下水道条例（昭和36年条例第15号）第22条の2	公共下水道の敷地又は排水施設への占用許可	下水道施設管理課

1 審査基準は、次のとおりとする。

ア 盛岡市下水道条例（昭和36年条例第15号）第22条の3に定める基準に適合すること。

イ 占用料の減免は、「公共下水道の敷地又は排水施設の占用に係る占用料の減免に関する要領」（令和3年3月22日上下水道事業管理者決裁）に適合すること。

2 標準処理期間は、10日とする。

備考 条例又は規則に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。